

平成27年度第2回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日：平成27年6月22日（月）18：30～20：50

開催場所：総合教育センター 研修室

出席委員：^{すぐた}直田会長、中山副会長、阿部委員、有田委員、榎本委員、酒匂委員、
吉本委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者1名（行政職員の傍聴1名）。

（署名委員について）

- ・今回は、榎本委員と吉本委員。今回より会議録の要約版も作成することとする。

2. 議 事

- （1） 前回の検討事項（「行政評価について」「対話の場の設置について」「情報の共有について」）の改正案の検討
→会長私案をもとに検討

議 論

「行政評価について」

会 長： 評価した結果をどう使うかという点と、わかりやすく公表するという点を明確にするように改正案を作成した。第1項でまず行政評価の目的を書き、第2項で市民にわかりやすく公表することとした。さらに第3項では政策等の改善に活用するとし、PDCAサイクルで回していこうという形とした。

事務局： 市民会議では「広く、わかりやすく」という内容を加えたいというご意見を反映することが主な内容になるかと思うのだが、「公表」という文言に、「広く」という意味が含まれていると考えられることから、この案の

内容で市民会議の意見を反映できているのではないかと考えている。行政評価を所管する部局にもこの案で確認している点を補足させていただきたい。

委員Ｂ： 第１１条第１項の「効率的かつ効果的に市政運営を行うとともに市政に関して市民に説明責任を果たすため」という部分で、行政評価の目的を示しているのだが、第１項の目的規定が第２項の説明責任、第３項の政策の改善にも取り入れられている。構造的にはいいのだが、冗長な感じも受ける。そうすると、第１項の、「効率的」以下の部分を削除してもよいのではないか。これは法制のクセみたいなものなので、どちらでも間違いではないが。

事務局： 改正案については、庁内の法制部局の審査も受けるので、その際に検討したい。

委員Ｆ： 条例には「効率的かつ効果的に市政運営を行うため」とあるのだが、実際の評価報告書を見ると、評価の結果、廃止している事業が少ない。第３項に重ねて書くことによって、改善に活用することを強調することも大切ではないかと思う。

委員Ｂ： 項を起こすことによって、行政評価の目的が明確になったのでいいと思う。第２項・第３項はあった方がいいのではないか。

会 長： 冗長という面はあると思うが、このような形で明確に示されることによって、行政がしなければならないことを、市民に理解してもらいやすくなるという意味でよいのではないか。

委員Ｆ： 条項の順番はこれでいいのか。

委員Ｂ： 問題ないと思う。

「対話の場の設置について」

会 長： ここでは、熟議の形ということで、前回資料①３ページにある、①から④のケースを条文に盛り込んでいるか、また市民会議の意見にある対話と陳情の違い、対話を機能させるための最低限の文言を盛り込めるように留意した。「市民相互又は市民と市による」という文言を入れるとともに、第２項を新たに追加した。ただ、前回資料にあった４つのケースがこの条文案にすべてあてはまっているかなどについて検討したい。

委員Ｃ： 細かいことだが、第２項の「それぞれ」と「お互い」は同じ意味の言葉として重なるので、どちらかでもいいのではないか。「お互いに理解」にしては「尊重する」という文言は必要ないのか。

事務局： 条例の前文の第４段落に、「市民も市も、異なる立場や考え方をお互い理解し合いながら、対話を重ね、合意に向けて努力を積み重ねる」という熟議を行う」とあり、この部分から「お互い理解」という言葉がきています。

思う。

会 長： 「それぞれ」という部分については、立場の違いを明確化している意味であっても間違いではないが、確かに冗長といえるかもしれない。

委員 F： 先ほどの「尊重」と「理解」についてだが、この条例では「権利を尊重する」「意見を理解する」という用語を使っているのではないか。それであれば、「理解」でいいと思う。

「情報の共有について」

事務局： 市民会議の意見では、情報を発信されているのであれば、受信側の努力も必要ではないかという議論があった。それを条文化するかどうかという部分で検討が必要であるかと思う。

会 長： 情報の受け手側について条文に書くことが難しい。市民に義務化するものでなく、市民一人ひとりの判断にゆだねられるものかと思う。したがってこの部分に関して改正は必要ないと思うので、案を用意しなかった。

委員 C： 情報の共有という時に「市民の利益が侵害される」とはどういったことを想定するのか。

会 長： 個人情報について書かれているのがまず 1 点である。また情報がもたらされないことによって利益が失われる場合もある。たとえば生活保護の情報を知らなかったため、受け取る権利があっても受け取ることができず、結果として利益が侵害されることになる。

委員 C： そういったケースは権利侵害に包含されないのか。

委員 B： この条項は個人情報保護について規定している。たとえば、ここのところ報道されている年金情報の流出により、不要なダイレクトメールが大量に送られてくるのは権利侵害ではないが、不利益であるといえる。そういう意味で、業者に個人情報が漏れることは、必ずしも権利侵害ではないが、不利益な結果をもたらすことがあり得る。

事務局： 補足的に言うと、伊丹市個人情報保護条例第 1 条に「個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定されている。ここでいう個人の範囲には事業者も含まれており、個人情報の収集や利用を制限している。例えば、事業者であれば入札情報などが漏れると不利益を被る恐れが十分にある。そういったことを具体的に示したのが個人情報保護条例で、その頭出しがまちづくり基本条例にあると考えていただければ、ごく一般的な表現であるのではないか。

委員 B： 市民会議から出ている、「市民も積極的に情報を共有するように」、という意見は、先ほどの「対話と陳情は違う」という議論とも関連があると思う。つまり、市の財政状況や市の取り組みの実態などを知った上で、市と

対話していくことが大切だということである。医療において「インフォームド・コンセント」という考え方があるが、市民の積極的な活動においても、市の状況など、きちんとした情報を踏まえた参加であるべきという内容をどこかに規定してもいいのではないか。そう考えると、第4条第3項の部分、ここでは市民のもっている情報を相互に交換することが書かれているが、うまく書き直せば、「市の提供する情報を積極的に入手するとともに」といった文言を加えることができるのではないか。

会 長： 第3項には市民の横のつながりのことを書いているので、入れるとしたら第1項ではないか。

委員B： 協働には、お互いの理解が前提であれば、当然相手の情報を入手することも読むことができるので、それでもいいのかもしれない。前文や第9条に積極的に市の提供する情報の収集に努めるという意味が含まれていると言えればいいのではないか。

会 長： 第4条第1項に、「市民は、第2条の基本理念にのっとり」とあることから、第2条第2項には、「市民と市は、対等なパートナー」とであると規定しているし、第3項で「市は、その保有する情報を市民と共有しなければならない」と規定しているので、まさしく市民はパートナーとして、市の提供する情報を受け取らなければならないということになるのではないか。

委員B： 市民会議の意見に対するレスポンスとして、そういう形で考え方を説明することができればそれでいいと思う。

会 長： 条文だけでなく、説明の文章を付けた方がいいのかもしれない。第2条第4項にあるように、市民と市が、熟議を基本に参画と協働のまちづくりを進めるのであれば、前提として情報は共有されなければならない。共有するということであれば、市民が情報を収集するよう努めることは不可欠である。

委員C： 第8条第2項で、「迅速かつ容易に」などの部分の整理が必要と言っていたことはどうか。

会 長： このままでいいのではないかと思うのだが。

委員C： 整理できるのではないかと思う。「市民にわかりやすくその情報を提供するとともに」、「多様な媒体の活用」、「体制整備に努めて提供する」、という言葉で整理できるのではないか。整理だけなので、会長と事務局におまかせする。

会 長： では、整理の検討はさせていただく。重複などを整理して体系化していくということかと思うが。

事務局： 改正が必要であるとすれば、文言の整理が必要であるが、今のままの条文で、ということであれば、どのように説明するかという考え方を整理す

ることで協議させていただければと思う。

- (2) 今回の検討事項(「広域連携について」「総合計画について」「審議会等への市民参画について」)

議 論

広域連携について

会 長： 市民会議からは、国等と連携を図り、広域的な視点で課題の解決に努めることをまちづくり基本条例に入れる方向で、見直しを検討してほしいということである。現行の条例には規定がないということである。

事務局： 新たに規定すべき事項ということで市民会議から意見をいただいた。連携の事例としては、伊丹空港の運営について10市協で協議していることや、阪神・淡路大震災の時に国、とりわけ自衛隊と連携したり、空港のある名取市などと災害協定を結んだりして東日本大震災では応援に入ったことがある。また、豊中市と伊丹市とで一般廃棄物の処理を行うため一部事務組合をつくっている。昨今では一自治体で解決できないことも多いこと、伊丹市の地域特性から見て必要であるという結論であった。

会 長： 地方分権の流れの中で、国・県・市が対等であるということを書いている例もある。当たり前のことなので、書かなくてもいいという考え方もあるが、そのあたりを含めて意見をいただきたい。

委員D： 市だけでできることは限られているので、国や他地域を巻き込んでやることもあると思う。どんな条文がいいのかの案はないが、自分たちの市のことだけじゃなく、他も考えるというようなことを、理念だけでなく、具体的な方向性を条文に盛り込んでいければと思う。

委員E： 地域、県など順番になら分かるが、国との関係となると、どういうことになるのか難しい。

委員F： 広域といって、どこまで広げるかはともかく、連携については項目があった方がいい。豊中市とごみ処理で連携されていたり、尼崎でポート事業で連携していたり、色々な事例があるということなので、必要なのではないかな。

委員A： 条文の書き方については分からないが、たとえば生活困窮者支援の事業を例に挙げると、宝塚市内の困窮者だけではなかなか人数が集まらない。そこで伊丹市と連携しようとの話が持ち上がっている。伊丹市の持っていない機能を宝塚市で担うこともある。広域の連携をここに規定することは市民の利益になるのではないかな。救急の分野においても広域連携が始まっている。

事務局： こども救急の夜間対応や消防指令についても自治体間の連携は行われている。

- 委員 A： 各自治体の財源は限られているので、どうやって手を組みながら支えていくことを考えると、入れるべきだと思う。
- 委員 B： 先ほど会長が言われたように、国や県との関係だが、分権改革の中で、上下主従ではなく、対等協力の関係になったことが強調されている。であれば、市として国や県とどう向き合っているかと考えると、何でも従うのではなく、対等な立場から物申しつつ、できることは協力する、という国や県との関係での対等性についても書くことができれば、市の姿勢を示す意味があると思う。
- 会 長： 前文に「地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代、地方主権時代にふさわしい都市」とあることとも符合する。
- 委員 C： 市民会議からこの意見がなぜ出たのかと資料を見たが、議論の記載が見られない。先ほどの説明を聞くと、空港や自衛隊の話というのは危機管理のことに特化されているように思う。何が課題だから広域連携を入れる必要があるのか。
- 事務局： 確かに市民会議では危機管理の部分の話がよくでた。危機管理に特化した規定が必要かというのと、危機管理も必要だが、他の部分でも広域連携が必要だとの話になった。
- 委員 C： 「広域連携」という項目で括るのであれば、「広域連携」という言葉が指す意味について、整理が必要なのではないか。広域連携という場合、市民が創造するのは、近隣の自治体との連携で、国との関係性は考えにくいのではないか。危機管理の観点から国等と連携するということと、まちづくりの課題を解決し、住みやすさを追及するためには単独の自治体ではできないから、近隣自治体や県と連携を図ろうということではないのか。
- 委員 F： この意見を市民会議で出した時の考えとしては、報道で大阪空港は不要という話が出た時など、伊丹も市として意見を言っていないといけないという思いがあった。
- 委員 C： その問題提起の解決案は、広域連携なのかということを疑問に思う。市としての主体性・自律性をもつということと、まちづくりのための広域連携は違うのではないかと思う。
- 会 長： 自立的な都市経営を行うことが大前提である。そこに市の主体性が問われる。だが、実際には都市経営上、単独では成り立たない事業が増えているという現状認識からすると、近隣都市、災害時にはさらに遠隔都市と連携する必要があるということを書くのかと思う。
- 委員 B： 広域連携の論点としては、市の責務として入れることだと思う。市がどういう形でまちづくりを進めていくのかという視点で考えることなのではないか。市民は、市内に住んでいても、市外に友達もいれば、職場が大阪にあったりもする。同様に市も市単独で全てができるわけではないので、

国や県、他の市と連携するということを、市の責務として条文をいれるということだと思う。

事務局： 自治のルールとして必要なものということで、例えば豊中市では「国又は他の地方公共団体との連携」という条文がある。もっと踏み込んだものとしては、岸和田市だと「国及び大阪府との関係」と「他の地方公共団体及び関係機関との関係」をそれぞれ規定している。市民会議の中では、日常の話から発展して、伊丹市の地域特性からみて、近隣市と協力して課題解決をしていくことを、市の責務として規定するというイメージかと思う。

会 長： 広域連携を規定することについては異論がないということで、入れる方向で考えていけばいいかと思う。ポイントは単体で自治体が存在するわけではないので、他の自治体との関係性の中で考えていく必要がある。国や県との対等性の中で連携していくという考え方と、色々出てくる課題に他の自治体と協働して取り組むと、そういう関係性を盛り込むということではどうか。

会 長： 対等という関係は、国も救済してくれないということなので、市民も自覚を持たねばならないということになる。

委員C： 広域連携という言葉だけだと近隣自治体だけのイメージになる。見出しの書き方は決めておいた方がいいのではないか。

委員B： やはり広域連携というと、基礎自治体相互間の方だけを想像しがちなので、豊中市のように「国・県との連携」という形の方がいいのかもしれない。

事務局： 見出しとしては、明石市は「国及び他の地方公共団体との関係」、ニセコは「近隣自治体との関係」「広域連携」と2条、その他の自治体でも「他の自治体等との連携」というような見出しが多い。確かに「広域連携」という見出しは少ないかもしれない。伊丹市の場合、あまり見出しは長いものにしない傾向がある。市民会議では、対等性の関係について意見はでていないので、後日市民会議に報告する機会をつくり、市民会議に意見を聞くことは可能である。

会 長： 前文との関係からいって、国・県との対等性の言及は必要であると思う。委員の意見を踏まえ次回に案を提示する。

総合計画について

会 長： 次に総合計画について審議を行う。市民会議の意見としては、「継続的な計画は必要であるので、策定や議決の根拠はまちづくり基本条例に規定する」ということである。加えて、「総合計画を定めること」「基本構想・基本計画・実施計画の構成について」「策定にあたり市民の参画に努め議会の議決を得ること」「個別の計画は総合計画に即したものとする」とい

う4つの具体案も出されている。地方自治法から総合計画の根拠条項が削除され、現在、総合計画の根拠がないということで、必要だという市民会議の意見である。

事務局： 庁内でも、自治のルールが必要だとのことで周知をさせてもらった所、政策部局からあがってきたのがこの意見である。根幹部分であるので、議決を経て定めることが必要であると意見が出た。

会 長： 一通りご意見を伺いたいと思う。

委員C： 総合計画をいれることは必要。案はよくまとまっている。

委員B： 総合計画の規定は必要だということが前提であるということで、では市長のマニフェストとどちらが上なのか。市長が当選し、4年間マニフェストに沿って施策を行うとなれば、市長任期と総合計画の10年はリンクしない、やる必要があるのかという話も出てくる。ただ、それを踏まえて必要であると判断をされた。また、基本構想、基本計画、実施計画という三段階は必要なのかと。例えば基本構想を8年、実施計画を2年で運用するやり方もある。構成について、ここまで縛る必要はあるのか、柔軟に考えてもいいのではと思う。分野別の基本計画を定めるというのも、従来の基本構想とは違うように思う。基本構想をより詳細化したものが基本計画であると認識している。基本計画とは環境基本計画の話などではないのか。

事務局： そのような基本計画ではない。イメージとしては基本構想を詳細化したものである。

委員B： そうなると、基本構想と基本計画が両方必要なのかと思う。

事務局： 現在、市では構想部分においては議決が必要で、また計画をつくることも必要であると考えている。

会 長： どうしても行政組織と対応させると縦割りの構想になる。他市で、縦割りにならないような総合計画をつくる取り組みがあったかと思う。

事務局： まさしく行政評価については、事務事業が総合計画のどこに基づいたかが分かるようになっている。また、各部局が、基本構想に基づいて取り組んでいることを示している。

会 長： 条例でその形を決めるべきかどうか。事業は必ずどこかの組織についていることは分かるので、目標やまとめ方をもう少し柔軟にすることはできるのではないか。マニフェストについてはトップダウンになるので、市民参加ができない。そういった点でマニフェストの位置づけについて議論があるかと思う。他市では、市長任期の節目で総合計画を見直すとの規定を入れている所もある。

委員A： 根拠を入れることは良いと思う。こうした規定を盛り込むことで、どんな方がトップになっても、ある程度安心して市政をまかせることができると思う。また案の中で「個別の計画は総合計画に即したものとする」とあ

るが、総合計画は最高位の計画なので、この条文は必要ないかと考える。

事務局： 市町村には計画がたくさんあり、市民にとって分かりやすいことが重要である。案のように詳しく書くことで、各事業が計画に沿っているということを市民に認識してもらうことは有効だと考える。また三層構造だということをまちづくり基本条例のような自治のルールに書くことで、分かりやすくなると考えている。

委員 A： 余談だが、総合計画で市民との協働を規定していても、分野別の各事業になるとそこが忘れられてしまうことが多い。市民に総合計画について分かってもらいたいということも分かるが、行政側も、総合計画に則って市民との協働を行うことをきちんと考えてもらいたい。

事務局： 新人研修や公募型協働事業提案制度に関する各課とのやりとりの中でも啓発を行っており、事務局として引き続き努力していきたい。

委員 B： 確認だが、分野別計画は、パブリックコメントの対象になっているのか。また、多く意見はでているか

事務局： 対象になっている。ただ、意見数が低調であるのが課題である。

委員 F： 総合計画の条文はあった方がいいと思う。役所はどうしても縦割りなので、全体としてどうやっていくのかということが分からないとまずい。また総合的かつ計画的、ということで、ある程度の長さをもった計画であることが必要。委員 A が言われるように、計画のことを載せるのは必要だが、ざっくりした表現でいいのではないかと。個別の計画の記載については必要ないかと思うが、市役所を信用していないということだろうか。がんばってもらいたいという意味でもあるかと思うが。

委員 E： 総合計画というのは大なり小なりあった方がいいとは思っている。どことどこがつながっているのかが分からなかったら意味がないのかと思う。凡人でも、ここをみたら次はここ、とつながりが分かるような表現がいいと思う。

委員 D： 普通の市民として、市長のマニフェストと総合計画の関係性を考えたことはない。なので、自治のルールに総合計画のことを書くことはいいと思う。市の人が仕事をやりにくくならないように、あまりごちゃごちゃ書かないでいいのではないかと。市としてこういうことをやる、ということが伝わればいいかと。

会 長： 基本的に条文をいれるということで皆さん賛成であると。あとは内容をどこまで細かく書くかであるが、総合計画の形も進化しており、10年前の計画の形だけでずっとやれるかということそれは疑問である。また市としての基本的な計画である以上、議会の議決がないと正当性が問われるので、最低限必要である。基本的に条文はつくるが、そのあたりを整理する。融通をきかせる必要はあるが、きかせすぎても軽く扱われると困るので、そこも気をつけたい。

委員C：協働事業提案制度の審査をしているが、市の要件として「総合計画に沿ったものであること」がある。その際、基本構想にかなっていればいいのか、計画に沿っていないとかならないのか。

会 長： 基本構想の趣旨に適い、方向性が合致していれば大丈夫かと。

委員C： 個別の計画という表現は、「分野別の計画」と「実施計画」とを間違えてしまうので、整理したほうがいいかと。

委員A： 総合計画を補完する分野別計画という表現はどうか。

会 長： 補完するというキーワードをいただいた。では、これらを整理するというのでいいか。

事務局： 政策部局とも調整させていただく。

審議会等への市民参加について

会 長： 次に、審議会等への市民参加について。まず、無作為抽出に関する説明を事務局から願います。

事務局：(説明)

会 長： 資料の確認だが、公募以外の市民委員とは、こういった人になるか。

事務局： 例えば自治会連合や、福祉・環境の団体から出ていただく方達のことを指す。

会 長： この会議も無作為抽出を取り入れた最初の会議である。裁判員制度のように強制力のあるものではないが。

委員C： まず無作為抽出の市民委員の方のご意見を伺いたい。

委員D： 個人的な話になるが、こういう機会が中々ないため、チャンスを与えていただけるのはありがたい。普通の公募なら、恐らく自分からはしないので。無作為抽出を必ずやるべきかという、よく分からない。

委員E： 封筒がきて、暇だしと軽い気持ちで応募したので、まさか当たるとはという気持ち。最初は勉強しないといけないし嫌だと思ったが、この年で新しいことを知るのもいいなと思い、今は楽しんで来させてもらっている。

委員F： 私の場合は、欠員がでたとのことで追加の依頼を受け参加させてもらった。長い間伊丹に住んでいたが伊丹のことを何も知らなかった。この機会ですべてを知ることができて非常によかった。

会 長： 皆さん、こういった機会がなければ知ることができなかったことがあると。また従来の公募だと、熱心なのはいいが同じ方が何度も委員になる弊害がある。

委員A： 宝塚市でも、審議会等に同じ方がでてくる弊害がある。行政からも、同じ方になるといけないので、知っている市民の方に声をかけてくれないか

といわれる。それだけ行政が、募集で手間取っているということがよく分かる。無作為抽出は宝塚市でも話題になった。市民の方が審議会等に関わることで、行政への見方や自分の暮らしの視点がかわるのは素晴らしいことだと思う。適切な意見をもらえない、というのは行政だけの考えであって、市民目線での意見をもらう事が大切だと考える。無作為抽出を行うとの文言は残して、専門的な意見が必要な時はそうするとの文言を分けて記載できれば良いと思う。

委員B： なんのための審議会かということに尽きる。専門的知見を聞きたいだけであれば、専門家のみで構成される審議会にすればいいし、そうではなく、生活者としての市民の意見も聞きたいのであれば、無作為抽出など有効な方法で市民を募集したほうがいい。ある分野、例えば子育て関係に特化した市民を呼びたいなどとなれば、無作為抽出は万能でなくなる。また、無作為抽出も公募の一手法という理解でいいのか。

事務局： 一手法である。色々な市民公募の方法はあるかと思う。今回の市民会議などではうまく無作為で運用できた事例かと思う。登録制などの手法にしても、中々順番が回ってこず、登録したことを忘れた、なども考えられる。今後とも庁内でも意識を高めながら運用方法を検討していく必要があると考えている。

委員B： 公募というのは、市民であれば誰でも応募できるという意味だとすると、今回のように500人を無作為抽出したうえで、その中から委員になりたい人を募るという方法は、無作為抽出されなかった人は委員に応募することができないのであるから、公募とは言えないのではないかと考えられる。

委員C： 指針を基に運用をされているとのことなので、条文に規定する必要はないかと思う。ただ他市では条文にいられているところもある。「審議会は幅広い市民の参画を得る」というような文言にするのでいいかと。

事務局： 無作為の人数も、いくつか他市での事例を聞き、試行ということで、大体この人数で募集したらこの人数が集まるなどを判断して行った。今後も試行を続けていきたい。

委員C： 第2項の検討にあたって「市民の参画にあたっては関連団体の方に来てもらわないといけない委員会もあるので、両方記載することはできないのか。

委員A： 教えていただきたいのが、子育ての会議に子育て中のお母さんに来てもらいたい事例等の場合、その方達が来てもらえるような環境を整える、などはいれなくていいのか。

会 長： 他自治体の自治基本条例では、市民の権利の部分に、参加の障壁をなく

すこと等の内容を盛り込んだ文言が入っていることが多い。また、公募市民の実数の少なさが気になる。これが果たしていいことなのか。最近では「全部又は一部を公募市民委員とする」というように、市民公募を大前提とした姿勢を打ち出している自治体もある。公募をしないなら、理由を明確に示さねばならない。条文に規定したとしても、実際には公募しないということだと困る。また本来は、第三者機関である参画協働推進委員会で、なぜこの審議会は公募をしないのかというチェックなどしないといけない。

委員C： 「市民が参加しやすい委員会運営に努めなければならない」という程度の文言は必要かと思う。

事務局： 地方自治法に規定される、専門的な知見が必要な附属機関もあれば、広く市民の意見を聞く審議会等もある。今回のように市民会議を参画の手法として取り入れたが、今後も複数の参画の手法を組み合わせる募集をすべきだと考えている。市民委員がいないことで学識者の方が市のことをなにも分からないということではだめだろうとは思う。

会 長： では、これらの意見を踏まえてたたき台を作ることにします。
今日議論した項目で他に意見はありませんか。
(無し)

3. 閉 会

以上の通り、平成２７年度第２回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認します。

（以下、署名２名）